

令和7年度 栃木県立聾学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ことを認識し、幼児児童生徒一人一人を大切に見守りながら、いじめに対応します。

いじめを未然防止・早期発見するために、年3回のいじめアンケート及び年2回の教育相談を実施するとともに、「いじめ対策委員会」を組織して、保護者、地域、関係機関などと連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校」になるように取り組みます。また、いじめが疑われる事態を把握したときには「いじめ対策委員会」を中心に、早期の解決に向けて学校全体で組織的に対応します。

◇いじめの早期発見のための取組◇

- 幼児児童生徒の交友関係や悩み等の把握
- いじめアンケートの定期的な実施
- 教育相談の定期的な実施
(小学部・中学部・高等部)
- 相談箱の設置
- 幼児児童生徒との信頼関係の構築による相談しやすい関係づくり
- いじめ対策委員会での情報共有
- 教職員、保護者、地域、関係機関との情報共有

◇いじめの未然防止のための取組◇

- 学級経営の充実
 - ・教職員と幼児児童生徒、幼児児童生徒同士の信頼関係の構築
- いじめに関する注意点周知
- インターネット、SNS等の使用上の注意点周知
- 道徳教育の充実
- 人権教育の充実
- 幼児児童生徒の自己肯定感や自己有用感の育成
- 教職員間でのいじめについての共通理解

いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導部長、生徒指導副部長

学部主事、学級担任、養護教諭、関係職員

組織的な対応

○事実関係の把握

- ↓
 - ・いじめの事実の確認
 - ・いじめ対策委員会への報告 **いじめの重大事態※**

○いじめ対策委員会での検討

- ↓
 - ・いじめについての情報の共有
 - ・設置者への報告

関係機関との連携

○幼児児童生徒への指導

- ↓
 - ・被害者への支援
 - ・加害者への指導

保護者との連携

○学級・学部等での全体指導

※ いじめの重大事態

○いじめにより、幼児児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

○いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき